

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【子ども家庭局子育て支援部青少年課】 2

### ◇ 告示

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 3
- 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 4

### ◇ 公告

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【財政局財務部財産活用推進課】 5
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 9
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【建設局道路部街路課】 10
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会中央図書館子ども図書館】 11
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター】 14
- サービス提供業務契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 17

### ◇ 教育委員会

- 北九州市科学館規則【子ども家庭局子育て支援部青少年課】 20
- 北九州市立児童文化施設管理規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子育て支援部青少年課】 27

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第3号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第37号）の施行期日は、令和4年4月28日とする。

北九州市告示第57号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月28日

北九州市長 北橋 健治

1 水域施設の航路の表の門司の新門司航路の項中「250～」を削り、「-7.5」を「-8.0」に改める。

4 臨港交通施設の道路の表の門司の新門司13号道路の項中「門司区新門司二丁目」を「門司区新門司一丁目」に改める。

6 荷さばき施設の上屋の表の小倉の項中

日明東6-B 上屋	小倉北区西港 町	鉄骨造平屋建	4,000.00	1級	を
--------------	-------------	--------	----------	----	---

日明東6-B 上屋	小倉北区西港 町	鉄骨造平屋建	4,000.00	1級	に
日明北2号上 屋	小倉北区西港 町	鉄骨造平屋建	2,959.28	1級	

改める。

8 保管施設の野積場の表の門司の新門司北1号野積場の項中「1,712.13」を「1,969.97」に改める。

13 港湾管理施設の港湾管理事務所その他の港湾管理施設の表の門司の項中

太刀浦第1コン テナターミナル 管理事務所	門司区太刀 浦海岸	鉄骨造5階建 一部鉄筋コン クリート造	2,543.12	特級	を
太刀浦コンテナ ターミナル2号 管理事務所	門司区太刀 浦海岸	鉄筋コンクリ ート4階建	821.16	1級	

太刀浦第1コン テナターミナル 管理事務所	門司区太刀 浦海岸	鉄骨造5階建 一部鉄筋コン クリート造	2,543.12	特級	に
-----------------------------	--------------	---------------------------	----------	----	---

改める。

北九州市告示第 58 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

表の上屋の 1 級上屋の項中

日明東 6 - B 号上屋	小倉北区西港町		を
---------------	---------	--	---

日明東 6 - B 号上屋	小倉北区西港町		に
日明北 2 号上屋	小倉北区西港町		

改め、同表の港湾管理事務所の 1 級事務所の項中

太刀浦 6 号上屋管理事務所	門司区太刀浦海岸		を
太刀浦コンテナターミナル 2 号管理事務所	門司区太刀浦海岸		

太刀浦 6 号上屋管理事務所	門司区太刀浦海岸		に
----------------	----------	--	---

改める。

## 北九州市公告第120号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 貸し付ける物件

物件番号2

- (1) 所在地 戸畑区浅生二丁目215番ほか2筆
- (2) 公簿地目 宅地
- (3) 実測面積 1,433.46平方メートル
- (4) 最低貸付料（年額） 3,337,000円

### 2 貸付契約の内容

借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用定期借地権設定契約による土地貸付を行う。

### 3 貸付期間

令和4年11月1日から令和25年10月31日まで

### 4 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和4年8月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 入札条件を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

公告日から令和4年8月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 6 現地見学会

実施しない。

## 7 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

### (2) 期間

令和4年6月29日及び同月30日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和4年8月31日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

### (3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番43号  
北九州市立生涯学習総合センター1階 A・B会議室

## 9 入札保証金

(1) 貸付料（年額）の6か月分以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

## 10 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからサまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 会社等の定款

ウ 会社等の概要

エ 過去3年分の決算報告書

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

カ 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ク 法人市民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

- ケ 土地利用提案書
- コ 建物撤去図面等
- サ 事業実績に関する調書

1 1 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識や技術的能力等を有し、指定期日までに貸付料の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払又は貸付に関し、(ア)から(エ)までのいずれかに該当した後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消された者

(イ) 落札者として資格を取り消された者

(ウ) 先着順売払い取り消された者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者

(ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に法人市民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 契約規則第2条の規定に該当する者

1.2 入札の無効

契約規則第1.2条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1.3 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

1.4 先着順貸し付けについて

実施しない。

1.5 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007



北九州市公告第121号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

3・5・44－165号汐井町牧山海岸線

1・4・44－9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）

3・3・44－19号4号線

3・4・44－179号砂津長浜線

北九州市公告第122号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和4年福岡県告示第129号、令和4年福岡県告示第130号及び令和4年福岡県告示第131号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・5・44-165号汐井町牧山海岸線	北九州市戸畑区汐井町、牧山新町及び牧山海岸
1・4・44-9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）	北九州市八幡東区東田五丁目及び大字枝光並びに戸畑区牧山五丁目及び牧山海岸
3・3・44-19号4号線 3・4・44-179号砂津長浜線	北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、長浜町及び末広一丁目

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

## 北九州市公告第123号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 件名及び数量 カラー複合機 1台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内4番1号  
北九州市立子ども図書館事務室

イ 期間 この公告の日から令和4年3月18日まで（月曜日を除く。）  
の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 入札関係資料の交付方法 電子メールにより無償で交付する。請求者氏名、住所（法人の場合は、法人名及び担当者名並びに所在地）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

請求先メールアドレス kyou-kodomotosho@city.kitakyushu.lg.jp

電話 093-571-0011

#### (3) 入札説明会 入札説明会を行わない。

#### (4) 競争参加の申出書の提出

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

#### (5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

##### (ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年3月10日まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

##### (イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年3月10日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札書を提出する場所及び期限

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限

##### (ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年3月17日まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

##### (イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年3月17日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 令和4年3月18日午前10時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会中央図書館子ども図書館

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番1号

電話 093-571-0011

## 北九州市公告第124号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 認知症行方不明者等SOSネットワークメール配信業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次項第3号の入札説明会に参加していること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項及び入札条件を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
北九州市総合保健福祉センター3階  
北九州市保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター
  - イ 日時 この公告の日から令和4年3月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
北九州市総合保健福祉センター2階 講堂

イ 日時 令和4年3月11日午前10時

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年3月25日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 令和4年3月28日午前10時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 委任状等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター

〒 802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

電話 093-522-8765



## 北九州市公告第125号

一般競争入札により、LGWAN-ASP型AI-OCRサービス提供業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 契約内容

- (1) 業務名 LGWAN-ASP型AI-OCRサービス提供業務
- (2) 業務内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

イ 期間 この公告の日から令和4年3月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和4年3月9日午後5時までに必着のこと。

なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和4年3月10日午前10時

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課  
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号  
電話 093-582-2847

北九州市科学館規則をここに公布する。

令和4年2月28日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市科学館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市科学館（以下「科学館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(分館の設置)

第2条 分館を次のとおり設置する。

名称	位置
北九州市科学館分館	北九州市八幡東区東田二丁目2番11号

2 分館は、主として科学及び技術に関する体験学習の場の提供等を行う。

(供用時間及び休業日)

第3条 供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(使用許可の申請)

第4条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により科学館の各室（各室使用料を徴収するものに限る。以下同じ。）又は器具（器具使用料を徴収するものに限る。以下同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する使用の許可の申請は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料)

第5条 観覧料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の展覧会を開催する場合の観覧料は、その都度教育委員会が定める。

(器具使用料)

第6条 器具使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(駐車場使用料)

第7条 駐車場使用料の額は、別表第4のとおりとする。

(使用料の不返還)

第8条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者（条例第3条の2第1項の規定により科学館の施設の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により当該使用者が科学館の施設を使用することができないとき。既に納付した使用料の全額

(2) 使用日（条例第3条の2第1項の規定により許可を受けた科学館の施設の使用の日をいう。以下同じ。）の前日までに使用者が常設展、特別の展覧会又はプラネタリウムの観覧の取りやめを申し出たとき。既に納付した観覧料（定期券を除く。）の全額

(3) 使用日の40日前までに使用者が各室又は器具の使用の取りやめを申し出た場合で、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。既に納付した各室使用料又は器具使用料の5割に相当する額

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、科学館の施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は教育委員会が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

（設備等の制限）

第10条 使用者は、科学館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用した科学館の施設を原状に回復しなければならない。条例第3条の3の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第12条 科学館の施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分		供用時間	休業日	備考
科学館（分館を除く。）		午前 10 時から午後 6 時まで（入館は、午後 5 時 30 分まで）	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	1 教育委員会 が特に必要がある と認めるときは、 供用時間若しくは 休業日を変更し、 又は臨時に休業日 を指定することができる。 2 「休日」とは、 国民の祝日に関する 法律（昭和 23 年 法律第 178 号）に 規定する休日をい う。
分館	駐車場以外の部分	午前 9 時から午後 5 時まで（入館は、午後 4 時 30 分まで）	（1）月曜日 （その日が休日に 当たるときは、 その翌日） （2）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	
	駐車場	午前 8 時から午後 11 時まで		

別表第2（第5条関係）

区分			使用料の額	備考	
常設展	個人	一般	1人1回	400円	分館の常設展の観覧料は、徴収しない。
		中学校及び高等学校の生徒	1人1回	300円	
		小学校の児童	1人1回	200円	
	団体（30人以上）	一般	1人1回	320円	
		中学校及び高等学校の生徒	1人1回	240円	
		小学校の児童	1人1回	160円	
プラネタリウム	個人	一般	1人1回	600円	
		中学校及び高等学校の生徒	1人1回	300円	
		小学校の児童	1人1回	200円	
	団体（30人以上）	一般	1人1回	480円	
		中学校及び高等学校の生徒	1人1回	240円	
		小学校の児童	1人1回	160円	
定期券	一般	1人1年	3,000円	1 定期券によるプラネタリウムの観覧は、1日1回限りとする。 2 定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を除く。	
	中学校及び高等学校の生徒	1人1年	1,800円		
	小学校の児童	1人1年	1,200円		

別表第3（第6条関係）

器具		使用料の額		
映像 設備	高輝度プロジェクター	1台	1時間又はその 端数ごとに	4,500円
	携帯用液晶プロジェクター	1台	1時間又はその 端数ごとに	2,250円
	スクリーン（大）	1枚	1時間又はその 端数ごとに	300円
	スクリーン（小）	1枚	1時間又はその 端数ごとに	150円
	ハイビジョンデジタルビデオプレーヤー	1台	1時間又はその 端数ごとに	2,700円
	デジタルビデオプレーヤー	1台	1時間又はその 端数ごとに	2,250円
	ハイビジョンDVDデッキ	1台	1時間又はその 端数ごとに	900円
	ビデオカセット及びDVDプレーヤー	1台	1時間又はその 端数ごとに	750円
	DVDプレーヤー	1台	1時間又はその 端数ごとに	750円
	資料提示卓	1台	1時間又はその 端数ごとに	1,120円
	リモコンカメラ	1台	1時間又はその 端数ごとに	1,120円
	プラズマモニター	1台	1時間又はその 端数ごとに	370円
レーザーポインター	1個	1時間又はその 端数ごとに	370円	
音響 設備	マイクロホン	1本	1時間又はその 端数ごとに	190円
	マイクロホンスタンド（床 置型）	1本	1時間又はその 端数ごとに	70円
	マイクロホンスタンド（卓 上型）	1本	1時間又はその 端数ごとに	40円



	スタジオ備付音響システム	1 式	1 時間又はその 端数ごとに	3, 0 0 0 円
	多目的スペース備付音響システム	1 式	1 時間又はその 端数ごとに	7 5 0 円
	ワイヤレスマイク	1 式	1 時間又はその 端数ごとに	7 5 0 円
照 明 設 備	スポットライト	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	9 0 円
そ の 他 の 設 備	モデリングマシン	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	9 0 0 円
	パーソナルコンピュータ	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	1 5 0 円
	テーブル	1 脚	1 時間又はその 端数ごとに	4 0 円
	椅子	1 脚	1 時間又はその 端数ごとに	4 0 円
	ポータブルステージ	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	1 2 0 円
	演台	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	1 2 0 円
	展示用パネル	1 枚	1 時間又はその 端数ごとに	3 0 円
	持込み電気器具コンセント	1 キ ロワ ット	1 時間又はその 端数ごとに	1 2 0 円

別表第4（第7条関係）

区分		大型自動車及び中型自動車	普通自動車
駐車場使用料	4時間まで	1台につき30分又はその端数ごとに250円	1台につき30分又はその端数ごとに100円
	4時間を超えた場合	1台につき1回2,000円	1台につき1回800円

北九州市立児童文化施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 2 号

北九州市立児童文化施設管理規則の一部を改正する規則

北九州市立児童文化施設管理規則（昭和 4 7 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

児童文化科学館	午前 9 時から 午後 5 時まで
こども文化会館	午前 9 時から 午後 9 時まで

を

「

こども文化会館	午前 9 時から午後 9 時まで
---------	------------------

に

」

改め、同表の休館日の欄第 3 号中「1 月 1 日から同月 3 日まで及び」を削り、「同月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 日」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

設備		使用料の額	
冷暖房設備	こども文化会館	児童劇場	3 0 分又はその端数ごとに 7 2 0 円
		工作室	3 0 分又はその端数ごとに 1 4 0 円
		研修室（1） 研修室（2）	3 0 分又はその端数ごとに 7 0 円
照明設備	こども文化会館	舞台照明設備	3 0 分又はその端数ごとに 2 4 0 円

付 則

この規則は、令和４年４月２８日から施行する。